

ボランティア活動をしている方へ

令和4年度 ボランティア保険

のご案内です



保険は単年度ごとの加入が必要です

補償期間は、令和4年3月31日までに加入手続きが完了した場合は、令和4年4月1日午前0時から令和5年3月31日午後12時までです。4月1日以降の加入については、加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から令和5年3月31日午後12時までとなります。

ボランティア活動保険 (一人あたり)

- 基本プラン 350円
- 天災補償プラン 500円
- 特定感染症重点プラン 550円 **NEW**

活動中の様々な備えとして無償で活動するボランティアの方々を対象にけがや損害賠償を補償します。令和4年度より、「特定感染症重点プラン」が新設されました。

ボランティア行事保険 (一人あたり 一行事あたり)

- 宿泊を伴わないプラン 28円 (最低560円～)
- 宿泊を伴うプラン 241円～

郵便局窓口での手続き上、別途110円かかる場合があります。

社協の構成員や会員である団体・グループ・社協などが主催し地域活動やボランティア活動の一環として行う各種行事において参加者と主催者の損害賠償を保証します

この他、「福祉サービス総合補償」「送迎サービス補償」の取り扱いがあります。

*所定の『加入申込書』に必要事項をご記入ください。加入者を書ききれない場合や既存の会員名簿がある場合は、そのコピーを添付してください。その際の名簿の様式は問いませんが、以下の内容が分かるように明記してください。

- ボランティア活動保険・・・氏名、年代、各個人の加入プラン
(一人が複数のプランに重複して加入することはできません)
- ボランティア行事用保険・・・氏名、住所、電話番号
(ただし、Cプランへ加入する場合、名簿は不要です)

詳細は、パンフレットをご覧になるか、社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

東根市社会福祉協議会 TEL 41-2361